

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 2月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：33件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機（A）室外気取入れダンパに動作不良（開動作不良）が認められたため、当該ダンパを点検・修理	C	
2	1号機	低圧タービン（B）ケーシング山側下部点検用化粧板の外れが認められたため、当該部を取付	D	
3	1号機	原子炉格納容器供給用不活性ガス系液体窒素貯蔵タンクレベル計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
4	1号機	タービン建屋2階所内蒸気配管（主タービングランドシール系蒸化器室前）の保温材に一部破損が認められたため、当該部を修理	D	
5	1号機	タービン建屋2階所内蒸気配管不使用ドレトラップ端部に閉止栓の未取付けが認められたため、対応を検討	D	
6	1号機	原子炉格納容器内酸素警報スイッチ付濃度計が正常値を示しながら「酸素濃度高」警報の発生及び測定点の切替時に記録開始の遅れが認められたため、当該計器を点検・修理	D	
7	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（11）計装品点検において、温度スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを交換	D	
8	2号機	タービン建屋換気空調系排風機（C）軸受温度スイッチ付指示計点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を交換	D	
9	2号機	プロセス計算機用プリンタの「動作/停止」押しボタンに動作不良が認められたため、当該プリンタを点検・修理	D	
10	3号機	原子炉建屋換気空調系ほう酸水注入ポンプ室局所空調機のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを交換	D	
11	3号機	所内ボイラ蒸気流量記録計のボイラ（A）蒸気流量に指示不良（固着）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
12	4号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（A）カップリング側軸受油供給器に汚れが認められたため、当該供給器を点検・清掃	D	
13	4号機	炉心スプレイ系ポンプ（A）メカニカルシールにリーク（1滴/2秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
14	4号機	原子炉局部出力領域モニタ（36-13B）に「LPRM高」警報の瞬時発生が認められたため、当該モニタを点検・修理	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	原子炉局部出力領域モニタ（36-13A）に「LPRM高」警報の瞬時発生が認められたため、当該モニタを点検・修理	C	
16	4号機	原子炉局部出力領域モニタ（12-37D）に「LPRM高」警報の瞬時発生が認められたため、当該モニタを点検・修理	C	
17	4号機	ページングスピーカー（取水口設備スクリーン南側）付属コンデンサの脱落が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	4号機	非常用ディーゼル発電機（B）用No. 5軽油タンクレベル計収納箱扉の開閉金具に破損が認められたため、当該部を修理	D	
19	5号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（06-35）（10-19）（10-23）（18-51）（38-07）のアクュームレータ漏洩検出器点検において、動作不良（5台）が認められたため、当該検出器を修理	C	
20	5号機	廃棄物移送設備フラッシング用所内用空気減圧後圧力計元弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
21	5号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（B）に「廃液濃縮器B蒸気戻りライン導電率高」警報の発生が認められたため、原因を調査	C	
22	5号機	所内ボイラ（B）ガラス水面計付け根ボルト部よりリーク（1滴/30秒）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
23	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）流体継手点検において、内部油配管フランジ座溶接部（2箇所）にひびが認められたため、当該部を修理	C	
24	6号機	所内用空気系空気圧縮機（B）アフタークーラ出口弁ハンドルの外れが認められたため、当該ハンドル及びナットを取付	D	
25	6号機	原子炉起動において、制御棒（46-47、30-31）の1ノッチ引抜操作を行ったところ、2ノッチ引抜けてしまう事象が認められたため、対応検討	C	
26	6号機	原子炉再循環ポンプ（B）振動記録計に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該記録計を点検・修理	C	3月14日再審議にてグレード変更 D → C
27	6号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）海水逆洗弁開度指示計ガラスカバーに破損が認められたため、当該部を交換	D	
28	6号機	廃棄物処理系濃縮廃液貯蔵タンク（A）レベル制御指示計付属切替弁にシートパスが認められたため、当該計器を点検・修理	D	
29	6号機	復水脱塩装置復水脱塩塔（NO. 9）樹脂電動駆動出口弁の電源ユニット制御回路のヒューズ切れが認められたため、当該電源ユニットを点検・修理	D	
30	集中環境施設	所内用空気圧縮機（A）本体側面蓋パッキン部より潤滑油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
31	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉排ガスフィルタ（A）差圧計前後弁（2台）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
32	集中環境施設	廃液濃縮系再生廃液供給ポンプ（A）出口配管用ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
33	集中環境施設	補助ボイラ（A・B・C）用ばい煙測定装置取付フランジ面に錆による取付不良が認められたため、当該面を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで